

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会公益通報者保護に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日

神社協規程第 47 号

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本規程は、職員等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、法令遵守経営の強化に資することを目的とする。

第 2 章 通報処理体制

(窓 口)

第 2 条 職員等からの通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口(以下「相談窓口」という。)を本所地域福祉推進センターに設置する。

- 2 通報窓口及び相談窓口を担当者を置き、事務局次長をもって充てる。
- 3 法令遵守責任者を置き、事務局長をもって充てる。

(通報の方法)

第 3 条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

(通報者及び相談者)

第 4 条 通報窓口及び相談窓口の利用者は本会の職員(正職員・常勤職員・非常勤職員・退職者)及び本会の取引事業者の労働者の他、本会が行うサービス利用者とする。

(調 査)

第 5 条 通報された事項に関する事実関係の調査は、法令遵守責任者が行う。

- 2 法令遵守責任者は、調査する内容によって、関連する部所のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第 6 条 各部所は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置及び処分)

第 7 条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

- 2 本会は当該行為に関与した者に対し、事務局職員就業規則、常勤職員就業規則、非常勤職員就業規則及び懲戒処分の基準に関する規則(以下「就業規則等」という。)に従って、処分を課することができる。

第 3 章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第 8 条 本会は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかな

る不利益取扱いもしてはならない。

- 2 会長は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則等に従って処分を課することができる。

（個人情報の保護）

第9条 本会及び本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

- 2 本会は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則等に従って、処分を課することができる。

（通知）

第10条 本会は、通報者等に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

（不正の目的）

第11条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。本会は、そのような通報を行った者に対し、就業規則等に従って、処分を課することができる。

（相談または通報を受けた者の責務）

第12条 通報処理担当者に限らず、相談または通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

（利益相反者の排除）

第13条 通報対応担当者等通報処理に従事する者あるいは通報または相談を受けた者は、通報内容が自ら関係する事案の場合、当該通報対応に従事してはならない。

- 2 前項による利益相反者がある場合、会長が代替担当者を指名する。

第4章 その他

（結果の公表）

第14条 本会事業の法令遵守の徹底を図るため、本規程に基づく通報対応状況について、個人情報に留意の上、理事会に報告する。

（所管）

第15条 本規程の所管は、本所地域福祉推進センターとする。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。